

# 救急車の出動を依頼する時 手話通訳者の派遣も依頼できます (平成28年6月～)

○「手話通訳者が必要」という文を入れて緊急通報(FAX・メール)すると、救急車で運ばれた先の病院(原則名古屋市内)に手話通訳者が派遣されます。

## 記入例

緊急通報(FAX)の場合  
[緊急通報用紙]

消防ファックス番号 119 か 953-4119

緊急通報用紙  
きゆう きゆう  
**救急**です。

(どうしましたか)  
**急病** けが やけど

○名前 聴言 太郎

○住所 中村 区 中村町7-84-1

○あなたのファックス番号 413-5853

○あなたのかかりつけ医と持病  
○× **医院** 持病 高血圧  
病院

○あなたの家に行く目印(めあて)  
福祉中学校の西側約10メートル

手話通訳者は必要ですか?  
**はい(いる)** いいえ(いない)

○印のところに、あらかじめ書いておくことで、転居などで変更があったら書き直しておきましょう。

消防ファックス番号 119 か 953-4119

緊急通報(メール)の場合  
[メール119(メール画面)]

○○○@○○○

**救急**

聴言 太郎  
中村区中村町7-84-1  
名身荘1棟101号  
福祉中学校西側

**激しい腹痛**  
**手話通訳必要**

※緊急通報(メール)を利用するには、事前登録が必要です。

※緊急通報用FAX用紙のダウンロード、メール119については、以下のサイトをご覧ください。

名古屋市ホームページ <http://www.city.nagoya.jp> →暮らしの情報→消防と防災→消防→緊急時の連絡  
・FAX用紙のダウンロードは「ファックスでの緊急通報」(FAX用紙は聴言センターにもあります)  
・メール119については「電子メールによる緊急通報「メール119」」

※この用紙を使わなくても通報できます。

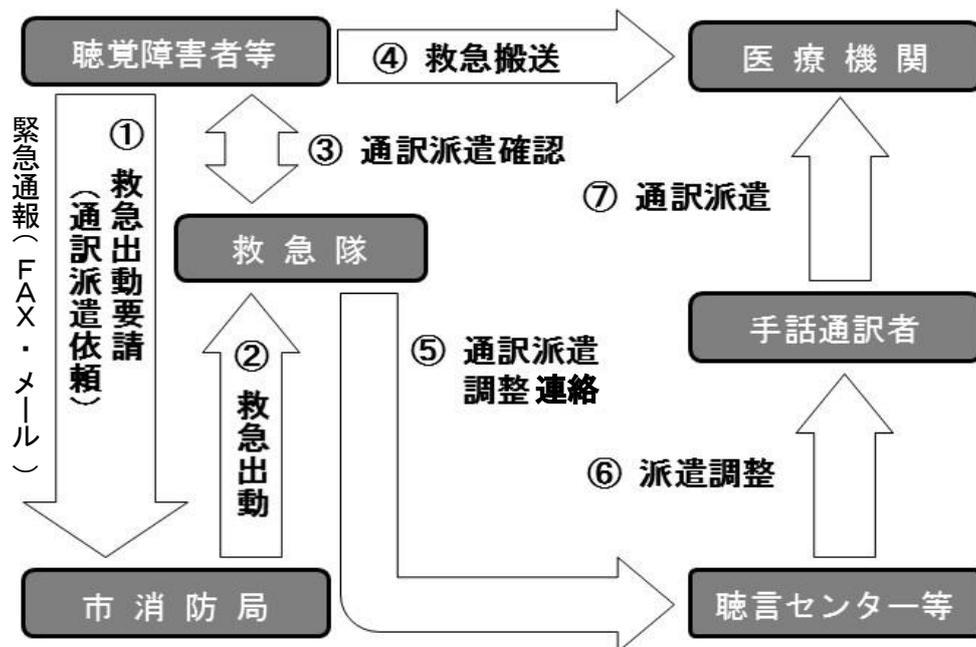
## ⚠ 注意!

※FAXの「緊急通報用紙」の「手話通訳は必要ですか?」の「はい(いる)」に○をつけなかったり、「メール119」に「手話通訳必要」と書かなかったときは、手話通訳者は派遣されません。

※手話通訳者を調整するのに時間がかかり、手話通訳が間に合わない場合があります。また、手話通訳者の派遣を依頼しても、手話通訳者が見つからなかった場合など、手話通訳者を派遣できないこともあります。

※この救急のための手話通訳派遣の場合、手話通訳者の指名はできません。

## 【手話通訳者派遣の流れ】



### ① 救急出動要請(通訳派遣依頼)

消防局に、救急車の出動と手話通訳の派遣を緊急通報(FAX・メール)で行います。

### ② 救急出動

救急車が依頼人のところに向かいます。

### ③ 通訳派遣確認

救急車が着いたら、救急隊員が、緊急通報(FAX・メール)の内容(氏名、症状、通訳が必要かどうか)の確認をします。

※救急隊員は手話できません。申請者とその場でコミュニケーションが取れない場合は、緊急通報(FAX・メール)で送った内容で対応します。

### ④ 救急搬送

救急車で病院に運ばれます。

### ⑤ 通訳派遣調整連絡

救急隊が、聴言センター(閉館している時間帯は、聴言センターが契約した別の業者)に手話通訳者の派遣調整を連絡します。

### ⑥ 派遣調整

聴言センター(閉館している時間帯は、聴言センターが契約した別の業者)が派遣調整をします。

### ⑦ 通訳派遣

搬送先の病院に手話通訳者が到着し、手話通訳を行います。

※手話通訳者を調整するのに時間がかかり、治療等が先に済んでしまい、手話通訳が間に合わない場合があります。

※手話通訳者が到着する前に治療等が済んだ場合、先にご帰宅ください。

(手話通訳者が到着するのを待つ必要はありません。)

## ＜問い合わせ先＞

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課更生係 FAX/951-3999 TEL/972-2587

メール：[a2587@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2587@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp) 受付時間：月～金 9:00～17:00

名身連聴覚言語障害者情報文化センター(名身連聴言センター)

FAX/413-5853 TEL/413-5885 メール：[chogen@meishinren.or.jp](mailto:chogen@meishinren.or.jp)

受付時間：月・木・金 9:00～20:30

火・土・日・祝日 9:00～16:30 ※水曜日休館